

令和 7 年第 2 回上里町議会定例会会議録第 3 号

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 （町長提出議案第 3 号）上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第 4 号）上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第 5 号）上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上里町消防団員の定員、任命、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 （町長提出議案第 6 号）上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 11 （町長提出議案第 7 号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 （町長提出議案第 8 号）上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 （町長提出議案第 9 号）上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 （町長提出議案第 10 号）上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 （町長提出議案第 11 号）上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 （町長提出議案第 12 号）上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 （町長提出議案第 13 号）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 18 （町長提出議案第 14 号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第 19 （町長提出議案第 15 号）上里町町道路線の認定について
- 日程第 20 （町長提出議案第 16 号）工事請負契約の変更について

- 日程第 2 1 (町長提出議案第 1 7 号) 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第 1 8 号) 令和 6 年度上里町一般会計補正予算 (第 9 号) について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第 1 9 号) 令和 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 2 0 号) 令和 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第 2 1 号) 令和 6 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

出席議員（１４人）

１番	石井 慎也 君	２番	伊藤 覚 君
３番	金子 義則 君	４番	戸矢 隆光 君
５番	高橋 勝利 君	６番	飯塚 賢治 君
７番	猪岡 壽 君	８番	齊藤 崇 君
９番	植原 育雄 君	１０番	高橋 正行 君
１１番	新井 實 君	１２番	沓澤 幸子 君
１３番	高橋 仁 君	１４番	黛 浩之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	島田 邦弘 君
教 育 長	齊藤 雅男 君	総 務 課 長	山下 容二 君
総合政策課長	吉村 貴文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長	戸矢 信男 君
税 務 課 長	間々田 由美 君	くらし安全 課 長	関口 博之 君
町民福祉課長	及川 慶一 君	子育て共生 課 長	間々田 亮 君
健康保険課長	亀田 真司 君	高 齢 者 いきいき課長	山田 隆 君
道路整備課長	根岸 利夫 君	まちづくり 推進課 長	山中 一朗 君
産業振興課長	岩崎 賢二 君	会 計 課 長	金井 憲寿 君
教育総務課長	望月 誠 君	教育指導課長	櫻井 達夫 君
生涯学習課長	須藤 秀 君	上下水道課長	飯島 博 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	神村 輝行	係 長	荒井 純一
主 査	長谷川 紀江		

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第 7 町長提出議案第 3 号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第 7、町長提出議案第 3 号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第 3 号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化をはかるためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化をはかるためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による法改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定義規定である第 2 条において、新たにカード代替電磁的記録に関する規定が第 8 項に追加され、改正前の第 8 項以降の規定が第 9 項以降に繰り下がることとなりました。

今回の条例改正は、この項ずれに伴い、改正前の第 8 項以降の規定を引用している関係条例について改正を行うものでございます。

続きまして、改正の内容について申し上げます。

まず、第1条、上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正についてでございます。

当該条例の定期規定である第2条について、第2号中の第2条第8項を第2条第9項に、同条第3号中の第2条第12項を第2条第13項に、同条第4号中の第2条第14項を第2条第15項に改めるものでございます。

続いて、第2条、上里町税条例の一部改正についてでございます。

まず、町民税の申告について規定している第36条の2について、第9号中、第2条第15項を第2条第16項に改め、次に、区分所有建物に係る固定資産税の補正方法の申出について規定している第63条の2について、第1号中、同条第15項を同条第16項に改め、次に、軽自動車税の種別割の減免について規定している第89条について、第2項第2号中、第2条第15項を第2条第16項に改め、最後に、特別土地保有税の減免について規定している第112条の2について、第2項第1号中、第2条第15項を第2条第16項に改めるものでございます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則は施行日について規定しており、令和7年4月1日を施行日としております。

以上で、上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明は、第1条、第2条共に1項ずつずれるという、です。その間に1項ずつ新たなものが加わったということになると思うんですけども、その内容的には国民の利便性向上と行政運営の簡素化というふうなことがうたわれていますけれども、具体的には、この条項がずれることで、どのような変化があるのか御説明願いたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

今回、先ほど副町長の説明であつたとおり、まず、大もとの法律が情報通信関係の法律で、それに伴って行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正

されました。ここに第2条8項が加わるということで、この8項につきまして、説明ではカード代替電磁記録等の関係が追加になると説明をさせていただいたんですが、少し法律的な言葉で大変恐縮なんです、このカード代替電磁記録とは、いわゆるスマートフォンのことになります。マイナンバーカードがスマートフォンに入ったという機能が、この第8号で追加されております。今までですと、マイナンバーカード、物資的なものだったんですが、これを持ち歩いたり、病院なんかへ行ったら、これをかざしたり、物理的にやっていましたが、この改正によりスマホにその機能が入りまして、スマホにマイナンバー機能が入ったことにより、病院等とかもカードを出さなくてもスマホでも見えるということになるような利便性の向上の改正になります。その8項が加わったことで、1条について、2条について、項ずれ、条ずれが生じるものでございます。

以上になります。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、法律では幾つかの改正がされているわけですが、その1つとして、スマートフォンにマイナンバーと同じような機能が登載されるということは加わっていると思うんですね。今回の町の条例改正は、その1つのことに対しての全ての条ずれというふうに判断して、条ずれでない、項ずれが起っているということで判断していいのかわるか。

そうした場合には、例えば税とかいろいろな手続のときに、スマートフォンで役場に来て、自分はこういう者だということをスマートフォンで手続ができるという、そういうことでいいのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

今回の改正で該当になるのは、この2つの条例ということで、項ずれが生じているということで、御認識のとおりだと思います。

今後、この改正によりまして、スマホでいろいろ利便性がはかれるということで、いろいろ機能が今後追加されていくということで報告を受けております。

以上になります。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 利便性と効率化という点は、確かにスマートフォンで、1台で全て完結していくというふうになるのかなと思う一方で、やはりリスクがそれだけ高まるというふうにも言えるのではないかなというふうに思うところです。

これはもう上のほうで決まっていることなので、町とすれば、この条例の項ずれをそのまま放置するわけにはいかないわけで、合わせていくしかないわけで、やむを得ないなど、これに反対はできないんだろうなど、このままにしていればちょっと困りますから。そういうふうには思うんですけども、リスクが高まるのではないかというところについては、どのように感じていますか。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

確かにリスクのほうもあるかと思います。ただ、こちらのほうは、カードよりはセキュリティー等もスマートフォンのほうが優れており、全てがセキュリティーですから、いろいろ不備等もあるかと思いますが、カードを持ち運んだり、なくしたりというよりは安全になってくるかなと思います。

セキュリティーに関しては、今後国の動向を踏まえて住民の皆さんにも周知等をしていき、情報提供もしていきたいと思っております。

また、スマホだと生体認証等もいろいろ附属機能もありますので、セキュリティー等は今のカードを持ち歩いたりするよりは向上してくるのかなと思います。

以上になります。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第3号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例及び上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 町長提出議案第 4 号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び
上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第 8、町長提出議案第 4 号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第 4 号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、令和 6 年 5 月、民間労働法制において、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の内容を含む、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、また、本年の人事院勧告において、公務員についても民間労働法制を踏まえた措置の実現をはかることとされました。

今回の改正は、これらの状況を踏まえ、民間労働法制に準じた改正を行いたく、関係条例 2 本の一部改正を行わせていただくものでございます。

次に、改正の内容ですが、大きく 4 点の改正でございます。

- 1 点目は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大。
- 2 点目は、子の看護休暇等の見直し。
- 3 点目は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備。
- 4 点目は、根拠法の改正に伴う条ずれの修正でございます。

続いて、改正条文について御説明申し上げます。

まず、第1条、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

第8条の2第2項の改正は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大に関するもので、職員が請求した場合に時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものでございます。

同条第4項の改正は、第2項の改正に伴い文言整理を行うものでございます。

続いて、第14条第2項第15号の改正ですが、こちらは子の看護休暇等の見直しに関するもので、子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子から9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子に改めるとともに、取得理由に、これまでの子の看護に、子の行事参加や学校の休業などを追加する改正となっております。

続いて、第17条の2及び第17条の3を追加する改正ですが、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関するものとなっており、第17条の2については、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認や周知に関する条文で、第17条の3については、勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないと定める条文でございます。

なお、第15条の改正は、第17条の2が追加されることに伴い定義規定を追加するものでございます。

続いて、第2条、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

こちらは、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることによる条ずれに対応する改正でございます。

具体的には、第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項とあるのを第61条の2第20項と改めるものでございます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則の第1条は、施行日について規定しており、条例の施行日を令和7年4月1日とし、ただし、第2条で定める経過措置については、公布の日から施行すると定めます。

また、第2条は、経過措置として、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにする時間外勤務の免除請求は、令和7年4月1日より前でも行うことができると定めるものでございます。

以上で、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明が終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 前日の全員協議会でも質問したんですけれども、改めて確認しておきたいことがあるんですが、今回の改正は、女性だけでなく若い人たちが働きながら子育てしやすい、そういう改正で大変内容的にはすばらしいなというふうに思います。

育休や、何というんでしょうか、介護、そういう面は計画的に割と立てられることができると思うんですね。ですけれども、一番ありがたいけれども難しいと思うのが、子の看護休暇等の見直しの部分や、そのところで新たに行事だとか学級閉鎖、そういうときにもお休みが有休としていただけるとなりますと、特に行事は同じ日に一斉にというんでしょうか、取らなければいけない。あらかじめ分かるものについては、会計年度任用職員の方をお願いしたりとかそういうことができると思うんですけれども、全体的に役場の職員の人数の増加が必要になってくるのではないかなというふうに思います。

全体の職員の働き方改革と、そういうこともありますので、穴埋め急遽しなければいけないために残業が増加するということも防いでいかなければいけないし、一方で職員の定数条例の改正もしていますので、じゃ平成7年4月1日から職員は現在よりどのぐらい増えてスタートできるのか、さらには計画的にどのような見通しで職員増をはかっていくお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

確かに、仕事と一緒に育児と介護の両立というのは、職員それぞれが協力しながらやっていたかなければならないことというふうに認識しております。取得できる日数については今回改正はなかったので、5日プラス、2人以上だったら10日という部分で、これまでもいろいろな行事が重なるとき、これは有休で取ったりしているわけでありましてけれども、職員は皆さんで調整しながら、午前中、午後とか、そういった形で調整はしていただけているようです。当然マンパワーのほうが必要となってきます。職員体制も兼務とか、そういう部分ではなくて、常にフリーに動けるような、そういった体制もつくっていかねばならないというところは感じているところでございます。

ただ、職員定数については、議会のほうで御議決いただきまして増えるような形で、これか

ら役職定年が65歳まで段階的に退職が延びて始まっていきます。5人ずつということで計画をしておるところでございますが、そこで何とか対応をというところもあるんですが、この後、公務員の級のアップデートのところでもそのように、非常に今、少子化の影響が採用のほうに影響してきておりまして、企業さんも大変人材確保に苦慮しているという状況もございます。

上里町も職員数はまだ年度末でないので正式なお話は控えさせていただきますが、やはり辞められる方と入ってくる方で職員数がおおむね去年程度ぐらいになってしまいそうな状況が今見えております。203名ですね、前の定数ですと。そんな状況で、こういった制度ばかりが先に今改正をされておるわけでございますけれども、しっかりと会計年度任用職員、これは職員が採用できなければ、その部分補填するためにできた制度でもございますので、うまく活用しながら進めていきたいと。それと職員体制も整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 先ほどの副町長の説明の中で、第14条のところなんですけれども、看護を看護等というふうに改めるようなんですけれども、看護だけだと分かるんですけれども、具体的に看護等というのは、どの辺の範囲までを看護等に含まれるのか、具体的にちょっと説明してくれますか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

このたび看護以外に学校行事等というものが加わった部分で、こういった表現になったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 今の説明だと、じゃ学校行事というのは分かりましたけれども、そのほかに何が含まれるか。

それともう一つは、昨日の説明の中で、有休扱いというふうに説明があったんですけれども、これ有休でもいいんですが、取得単位はどのくらいの単位で取れるのか説明してください。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

詳細は規則のほうで定めてまいりますが、人事院勧告のみを確認しますと、申し上げた、追加になった部分ですね、学校の行事ですね、入園とか入学、それと学級閉鎖等ということで、こちらのほうはお休みができるということで、これのさらなる拡大という部分は、これから国にも問い合わせてみたんですが、国も今規則のほうを整理しているという状況なので、それを見て、規則のほう定めてまいりたいと思いますが、現在のところ、今追加になった部分というふうに認識しております。

それと、単位、これは時間で取れると認識しておるんですけども、そういうような形でよろしくをお願いします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） しつこいようですけれども、看護等は、なぜかという、等という言葉を使うと、何でも範囲が、今説明があったけれども、それらしきもので、何というのかな、常識の範囲で考えればいいのかなどと思うんだけど、世の中いろいろネットなんかニュース見ていると、公務員でもいい加減な取得の仕方している人もいるし、いろいろな人がいるから、この等がつくと、何でもいいんじゃないのということになってしまうような気がするんですよ。今、後で確認してくれるということですのでけれども、分かり次第、どの辺の範囲までが、この等に組まれるのかというのは明確にしたほうがいいかなと思うんですよね。

あと、取得単位が時間で取れるということは、例えば2時間とか、半日とか、そういう単位で取れるということで理解していいわけですね。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

等については、確かに私も疑問に思っ国に問い合わせたりしてみたんですが、なかなか明確な回答がまだいただけていない状況です。どこまで休めるんだろうというのは確かにしっかり整理させていただきたいというふうに思います。

時間については、1 時間単位ということで時間休暇取れる形となっております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12 番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの質問の中で、令和7年度と言うべきところを平成7年と言ってしまったようで、訂正させていただきます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第4号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第5号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第9、町長提出議案第5号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、2点ございます。

1点目に、引用条例及び組合の名称について、現行の名称と整合をはかるため、そして2点目に、消防団員の任免要件について、要件を緩和するため、関係条例について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、引用条例及び組合の名称についてでございます。

消防団員が公務により負傷等をした場合には、現在、埼玉縣市町村総合事務組合が上里町を通じて、その損害補償を行っておるところでございます。

埼玉縣市町村総合事務組合は、平成18年に、埼玉縣市町村消防災害補償組合及び埼玉縣市町村交通災害共済組合の事務及び財産を継承し、設立されました。

上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例には、埼玉縣市町村総合事務組合の前身である組合名称等が記載されていることから、現行の組合名称等と整合をはかるため文言整理を行うものでございます。

具体的には、両条例共に、埼玉縣市町村消防団員等公務災害補償条例とあるのを、市町村消防団員等公務災害補償条例と改めるものでございます。

次に、消防団員の任用要件についてでございます。

現行の条例では、消防団員の任用要件として、町内に居住していることが求められておりますが、町内在勤者についての記載は特段ございませんでした。しかし、日常的に町内で活動しており、地域に密接に関わる立場にある方々を消防団員として迎え入れることは、消防団の体制強化、町の防災力向上に大いに寄与するものと考えます。

よって、任用要件に町内に勤務していることを新たに加え、要件の緩和を行うものでございます。

改正の内容でございますが、上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例第3条第1号中、居住するとあるのを、居住し、または勤務すると改めるものでございます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則は施行日について規定しており、関係条例について公布の日から施行とし、ただし、上里町消防団員の定員、任免、給与及び服装等に関する条例第3条第1号の改定規定については、令和7年4月1日から施行としております。

以上で、上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔５番 高橋勝利君発言〕

○５番（高橋勝利君） 少し聞きたいんですけども、この消防団員の件ですけども、どのくらい、この団員等に研修、こういう周知、勉強会などやっているのでしょうか。まず、そこだけ１つ最初に聞きたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 関口博之君発言〕

○くらし安全課長（関口博之君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちらの今回消防団員の資格条件として、在住というのが今まででした。この在勤というのは、今までもいろいろと団員の中からもお話がありまして、いろいろ協議は重ねておりました。今後また周知のほうとかさせていただきながら、そこら辺の勉強会というか、お知らせというか、それはちゃんと御報告はさせていただきたいと思っております。

以上です、

○議長（飯塚賢治君） ５番高橋勝利議員。

〔５番 高橋勝利君発言〕

○５番（高橋勝利君） そうすると、職員も消防団員になっていますよね。こういう何かあったときに、どちらが先行して対応するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 公務災害の担当課ということで、総務課のほうで高橋議員の御質問に御説明申し上げます。

消防団として活動している場合には、こちらの消防団のほうの公務災害のほうを適用ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番 沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君） これは内容的にいいと思うんですけども、私は既に上里町の方でなくて、お勤めしている方で、長いこと団員として活躍してくださっている方がおられたなというふうに思っているんですよ。それが現状に合わせる形で改正するのかなというふうに思うんですけども、現状は何名ぐらい活躍していただいているのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 関口博之君発言〕

○くらし安全課長（関口博之君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をいたします。

今現在までに、上里町消防団員に入団された際は、やはり皆さん在住で入団されてきております。その後、御結婚されたりとかして町外へ出ていかれる方というのはいらっしゃる、今、町外者はかなりおります。ちょっと今、町外者が何人いるか、すみません、手元のほうに資料はないんですけれども、本当に在勤だけで入団されたという方につきましては、今のところ、こちら把握はしておりません。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第5号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第6号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

○議長（飯塚賢治君） 日程第10、町長提出議案第6号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第6号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和6年8月8日付の人事院勧告及び同年10月17日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、上里町一般職員、任期付職員及び会計年度任用職員等の給与等を改定するため、関係条例について

所要の改正を行いたいのので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

まず、改正の概要について申し上げます。

令和6年度の人事院勧告は、大きく2つの内容に分かれてなされており、1点目は、いわゆる給与改定に関するもの、そして2点目は、給与制度アップデート分と言われるものでございます。

まず、1点目の給与改定に関しましては、昨年12月議会定例会に上程させていただき、御議決いただいたところでございます。

今回、御提案させていただいたのは、2点目の給与制度アップデート分に対応する改正でございます。

この給与制度のアップデートは、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を包括的に行い、公務員の人材確保に資することを目的として行われるものでございます。

主な内容は2点ございます。

1点目は、給料表の改定です。この点につきましては、既に12月議会にて、初任給及び若年層を中心とした全体的な給料表の底上げを御議決いただいたところでございますが、今回の改正につきましては、さらに主任級以上の職員について、職責を重視した給与体系とするための改正となっております。

2点目は、職員の各種手当に関するものとして、一般職員について地域手当を支給できるようにする改正及び扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当の支給額や支給条件の改正を行うものでございます。

また、併せて、再任用職員や任期付職員、会計年度任用職員についても、一般職員の改正を踏まえた改正をいたします。

今回の改正は、給与制度のアップデートをはかるため、これら2点について関係条例7本を一括で改正させていただくものでございます。

それでは、関係条例について、順次改正内容を御説明させていただきます。

まず、第1条、上里町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

大きな改正のものから御説明させていただきますので、該当の条文の順番が前後してしましますが、何とぞ御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、給料表の改定でございます。

12月に改定させていただいた給料表を再度改定させていただくものでございますが、今回の改正については、3級から6級までの職員が対象となっており、各級の初号級近辺の号級をカ

ットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げる改正を行うものとなっております。

なお、附則にて、号級の切替えについて定め、給料表の改定後も給料月額については、原則変更とならないよう調整を行う旨規定いたします。

次に、地域手当の追加でございます。

当町におきましては、平成18年度から始まった公務員の給与構造改革に伴い、平成20年度に給与条例から地域手当を削除する改正を行い、支給しないこととしておりました。しかしながら、このたびの令和6年度人事院勧告において、地域手当の支給地域の単位を都道府県を基本とする変更が行われ、埼玉県の実給割合が4%となったため、改めて当町でも地域手当を支給できよう、第9条の3に、地域手当に関する規定を追加いたします。

なお、附則にて、令和10年3月31日までの経過措置を規定し、具体的な支給割合は規則への委任事項となっておりますが、段階的な支給を予定しております。

また、地域手当は、勤務1時間当たりの給与額や期末手当、勤勉手当の算出基礎にもなっておりますので、これら関連規定についても併せて改正いたします。

次に、扶養手当の改正についてでございます。

扶養手当については、第8条に規定をしており、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に増額する改正を行います。

なお、扶養手当につきましても、附則にて経過措置を規定し、令和7年度については、配偶者に係る手当は3,000円、子に係る手当については1万1,500円を支給する旨規定いたします。

また、第9条は、扶養手当の支給を受けるための手続に関する規定となっておりますが、手続については規則で規定することとなったため、第9条を削除し、第8条第5項に、規則への委任をする旨規定を追加いたします。

次に、通勤手当の改正についてでございます。

通勤手当については、第11条に規定をしており、一定の条件の下、新幹線等を利用することが通勤事情の改善につながる場合の、その特別料金等を新たに手当の支給対象とするとともに、手当の支給限度額を現行の5万5,000円から15万円に引き上げる改正を行います。

次に、管理職員特別勤務手当の改正についてでございます。

管理職員特別勤務手当については、第7条の4に規定をしており、平日深夜に係る支給対象の時間帯を現行の午前零時から午前5時までとあるのを、午後10時から午前5時までと改めます。

次に、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外についてでございます。

定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外については、第18条の4に規定をしており、この規定に基づき、定年前再任用短時間勤務職員には住居手当を支給しないこととなっております。

ましたが、今後は支給できるよう適用除外から削除する改正を行います。

続きまして、第2条、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

当該条例の一部改正については、全て特定任期付職員に関する内容となっており、第10条、給与条例の適用除外に関する規定を改定いたします。

具体的には、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当を支給できるようにするとともに、期末手当の支給割合を改正するものでございます。

なお、期末手当の支給割合は100分の95、勤勉手当の支給割合は100分の87.5といたします。

また、地域手当については、一般職員の給与条例の適用を受けるため、本条例中に特段の規定を設けるものではありませんが、本条例に規定する任期付職員についても、一般職員に準じた支給をいたします。

続きまして、第3条、上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

当該条例は、町職員を社会福祉協議会等の公益的法人に派遣する場合の給与等について規定した条例でございます。

一般職員の地域手当の支給に併せて、公益的法人への派遣職員についても地域手当を支給できるよう第4条を改正するものでございます。

続きまして、第4条、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

当該条例につきましても、一般職員の地域手当の支給に併せて、第1号会計年度任用職員についても地域手当を支給できるよう関係条例を改正するものでございます。

なお、第1号会計年度任用職員については、いわゆる手当を支給できないため、地域手当相当報酬として規定いたします。

また、地域手当相当報酬は、勤務1時間当たりの報酬額や期末手当、勤勉手当の算出基礎にもなっておりますので、これら関連規定についても併せて改正いたします。

続きまして、第5条、上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

当該条例につきましても、第1号会計年度任用職員と同様、一般職員の地域手当を支給に併せて、第2号会計年度任用職員についても地域手当を支給できるよう条文の追加等の改正を行うものでございます。

続きまして、第6条、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

当該条例の第19条の表中、第18条の3の項は、育児短時間勤務を行う職員の給与条例の適用除外について規定しており、育児短時間勤務を行う職員にも扶養手当、住居手当、地域手当を支給できるようにするため、当該箇所を表中から削る改正を行うものでございます。

続きまして、第7条、上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例は、職員の定年延長等について改正するため、令和4年12月議会に上程させていただいた条例でございます。

今回、人事院勧告に伴い、当該条例で引用していた地方公務員法を一部改正する法律が一部改正され、地方公務員の暫定再任用職員に関する附則に項ずれが発生したことから、これに対応するため、引用条項を改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項において施行期日を定めており、これら関係条例については、令和7年4月1日施行と定めております。

次に、附則第2項・第3項については、一般職員の給料表の改定に伴う号級の切替えについて、切替えの要領及び切替え表について定めております。

続きまして、附則第4項については、扶養手当の経過措置を規定しており、令和7年度の支給額等について定めております。

続きまして、附則第5項・第6項については、地域手当について規定しており、令和9年度までの支給割合について定めております。

続きまして、附則第7項については、通勤手当の経過措置を規定しており、令和7年4月1日より前に、新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する旨定めております。

最後になりますが、附則第8項については、規則への委任について規定しており、附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し、必要な経過措置は町規則で定める旨定めております。

以上で、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 全協のときに説明で聞いたんですけども、この地域手当に関係する

人はどのぐらいいるのか、ちょっとメモをしたつもりだったんだけど、書き漏れたか何かしたと思うんですけれども、もし分かれば説明していただきたいと思うんですけれども。

それで、その地域手当というのは、私ピンと来ないんだけど、それは距離に応じてというような説明していたと思うんですけれども、その辺のところも併せてお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 高橋議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、地域手当は通勤手当とちょっと違いまして、お給料や管理職手当、扶養手当の合計に対して率を掛けていただくというものでございます。

それで、対象なんですけど、こちらは今回の改正で、上里町の職員及び会計年度任用職員等々、全てが該当になるような改正となっております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 地域手当なんですけど、100分の4ということで支給されるということなんですけれども、これは基本給に含まれた額というか、その基本給プラスその100分の4で、何というのかな、基本給に乗っちゃってしまうのか、それともあくまでも地域手当というふうな別枠で支給されるのか。というのは、基本給に乗っちゃしまうと、期末手当とかそういうものにプラスされてしまうわけじゃないですか。だから、別枠で住居手当とか、地域手当とか、扶養手当とか、そういうふうになっているなら分かるんですけれども、これが仮に100分の4だけでも、基本給にくっついてしまっているのかどうか。その辺ちょっと説明していただけますか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

基本給はあくまでも給料表に基づく給与ということになります。各種手当は別立てになっておりますので、地域手当についても別ということで認識していただければと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第7号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第11、町長提出議案第7号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行日から10年を経過するまでの経過措置の期限が令和6年度末に到来し、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令において、その経過措置の延長等がされ、各運営基準が改正されたことにより、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行います。

まず、第1条、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例についてでございます。

第42条において、特定地域型保育事業者による保育所等の相談・助言、その他の保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合に、確保しないこととすることができる要件を追加しています。

また、附則において、第42条の規定に関わらず、特定地域型保育事業者について、集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容支援に係る保育所等連携施設について、町長が認めた場合に確保しないこととできるとする経過措置を5年間延長し、15年とするものです。

続いて、第2条、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

こちらも同様に、第6条において、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設について、確保が著しく困難であると認められるときの施設の確保を要さないこととすることができる要件についての記述を改め、附則において、家庭的保育事業者等が保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿として連携協力を行う保育所等の施設を確保しないこととすることができる措置について5年間延長し、15年を経過する日までに改めます。

また、栄養士法が改正され、これまでは管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となりました。

このことにより、上里町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例第16条において、児童発達支援センター等の児童福祉施設の運営等に関する要件として栄養士を配置することを求めていたところ、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができるように改正を行います。

最後に、附則につきましては、両条例とも施行期日を令和7年4月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 主に特定地域型保育事業者が代替保育連携施設を持ちなさいということが、それ自体がちょっと、すごく難しいことだなと私、この条例ができたときに思ったんですけれども、実際問題は、またそれが、上里町は特にそういう対象がないとは思うんですけれども、全国的にどのぐらいが連携を保てる施設を持つことができたのか。10年から、また5年延ばしてありますけれども、このこと自体が非常に難しいなというふうに考えるわけなんですけれども、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

大変申し訳ありませんが、全国的な数値は持ち合わせてございません。申し訳ありません。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第8号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第12、町長提出議案第8号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第8号 上里町ひとり親家庭等の医療費

の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、令和8年1月から、ひとり親家庭等医療費について、現物給付を実施するために所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして。概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

本庄・児玉郡市内の4市町が一斉に、令和8年1月から、ひとり親家庭等医療費の現物給付を行うべく、現在準備・検討を進めております。当初は令和9年度に国が予定しております制度改正と併せて行う予定でございましたが、受給者等の負担軽減や利便性向上のため、前倒しで行おうとするものでございます。

なお、この改正により、受給者が県内の医療機関等で受給者証を提示すると、後日改めて受給者が町に請求しなくても、医療費が軽減されることとなります。

また、現在は自己負担金として住民税が課税されている受給者については、一定の金額が控除されて償還されておりますが、そちらも負担軽減のため、併せて廃止しようとするものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和8年1月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 大変いいことだと思います。

それで、ひとり親家庭の中でも、お子さんが子ども医療費の無償化のほうを利用する場合は、もう窓口払いがなくなっていると思うんですね。ですので、この対象者の方も世帯と人数的にはいろいろあると思いますので、まずはどのぐらいの方が改正されることによって窓口の負担がなくなるのかお聞きしたいと思います。

それと、先ほど説明の中で、一定の所得がある方の負担が廃止するということでありますけれども、上里町の対象者の中にはそういった方が何名おられたのかなというふうなことをお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 沓澤議員の人数の関係について私のほうから御説明させていただきます。

ひとり親受給者の数につきましては、現時点で資格認定者が280件ですね、これに対しまして、支給者240名ですね。所得等の関係があつて、資格はあるけれども停止になっている方が40名ということでございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

先ほど副町長の説明で、窓口負担ですね、窓口負担というか、一定の条件の下に負担が生じている方の窓口負担がなくなるというふうなお話でございますけれども、令和5年度の実績でお話をさせていただきますと、年間の支給件数というのは、現在1,812件ございます。そのうち、通院で自己負担が生じている件数というのは494件、入院により負担が発生している件数が3件、申し訳ありません、通院については494件ではなくて564件、入院については3件ということですね。自己負担の合計額にいたしますと、55万50円というのが自己負担額として発生しておりますので、この制度を改正されまして、自己負担なくなるといたしますと、先ほど申し上げました55万50円という自己負担がなくなるというふうな計算になります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） このひとり親家庭というのは、子どもが、要するに何歳までを対象にしているのか聞きたいと思いますので、お願いします。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 齊藤議員の御質問に御説明いたします。

原則、対象となるお子さん18歳までですね。ある一定、障害等の特定の条件がある場合は二十歳までとはあいいうことでございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 18歳までというと、前回一般質問でしたんですけれども、18歳だと大

人扱いですよ、今ね、早い話。だから、そこの区分がどこまでが子どもで、どこまでが、どこからが大人だというのがちょっと明確になっていないような気がするんですね。18歳という、もう成人扱いになっているんでないかなと思うんですよ。その辺の考え方というのはどういうふうにしたらいいんですか。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 齊藤議員の御質問に御説明いたします。

ちょっと何でしょう、権利的なというか、なかなか難しいんですが、子どもというと、小さい子ということではなくて、保護者等にとって、扶養したり保護する必要がある方というんですか、ということで子どもという言葉は定義された、使っているのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第8号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第9号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第13、町長提出議案第9号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第9号 上里町地域包括支援センターの

職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行により、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

初めに、概要について御説明申し上げます。

地域包括支援センターの人材確保が全国的に困難となっている現状を踏まえて、柔軟な職員配置が可能になるように職員の配置基準を改正するものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第2条は、地域包括支援センター職員の配置基準について定めた規定ですが、新たに第3項を加え、職員の員数は、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合は、常勤換算方法によることができるとするものでございます。

次に、附則は施行期日を定め、公布の日から施行するものでございます。

以上で、上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 地域支援センターの職員の人材確保が困難となっている、あらゆるところで職員不足、労働者不足がこれから起きていくのではないかなというふうに思います。

それで、3人体制専門職、保健師と社会福祉士と主任介護支援専門員、この専門職は必要なわけで、しかしながら、それがうまく、どうしてもというときには、何とかしていかなければいけないという思いもあるんですけども、何というんでしょうか、上里町においては、正規職員で確保するというを前提にしながら、やむを得ない場合という考え方で判断するしかないのかなというところを確認しておきたいことと。

上里町において、何か補正予算を見ても、保健師の部分が減額になっているような気がするんですね。人件費が。それで、もしかして、保健師が不足しているような現状があるんでしょうか。特に、この3つの職種の中で、一番心配されているところはどこなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 杓澤議員の御質問に説明させていただきます。

議員がおっしゃるように、包括支援センターに3職種専門職を置かなければいけないということで、上里町の場合は、現在正規職員で対応できているような状況がございます。しかしながら、今後、長い目で見えていくと、状況によっては厳しいときが生じるのかなと思います。

そういったときには会計年度任用職員であっても、パートの方であっても常勤換算ができるということで、今回の改正となっているところではございます。

保健師が予算上で減額になっているというお話なんですけれども、基本的には前年度と同様に計上しているところでございまして、特にそこで減員するとか、そういった予算計上にはなっていないところでございます。

心配になる職種とすれば、主任介護支援専門員、これ非常に資格取るのに年数が必要だったりとか、経験が必要だったりしますので、今後もそういったところでうまく回るように、またサービスの低下がないように、職員体制も考えていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第9号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時30分とします。

午前10時18分休憩

午前10時30分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第14 町長提出議案第10号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第14、町長提出議案第10号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第10号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令により、同施行令に条文の追加が行われ、第15条以降の規定が繰り下がることとなりました。

今回の条例改正は、この条ずれに伴い、改正前の第21条の規定を引用している本条例について修正を行うものでございます。

続きまして、改正の内容ですが、本条例において、転落防止設備を規定する第4条第6号中の第21条を第22条に改めるものでございます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則は施行日について規定しており、令和7年6月1日を施行日としております。

以上で、上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のため必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第10号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 町長提出議案第11号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第15、町長提出議案第11号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第11号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、消防団員は、地域消防防災体制の中核的役割を果たす存在でございますが、全国的には減少傾向にあり、団員の確保は喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員の処遇改善をはかるため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われる消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分が追加されました。

当町では、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令において示されている額を消防団員の退職報償金の額としていることから、本条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございます。

別表（第2条関係）消防団員退職報償金支給額の表のうち、勤務年数30年以上35年未満とし、新たに35年以上の区分を追加し、階級ごとの支給額を定めたものです。そのほかの区分に変更はございませんが、千円単位を円単位に変更し、記を整理しております。

最後に、附則第1項において、施行期日を令和7年4月1日と定め、また、附則第2項において、経過措置として、改正後の別表の規定は、本条例の施行の日以降に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、従前の例によるものといたします。

以上で、上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 長く団員を務めていただけるような条件が整備されていくということなんですけれども、今現在は30歳以上ということで切られていましたけれども、その上に35歳以上という項目が設けられるわけですね。5年以上という項目が設けられるわけなんですけれども、今までは30歳以上でしたから、32年、30年、30歳でない、ごめんなさい、30年以上でしたけれども、そこが変わるということで、ここに該当する方たちが何名いらっしゃるのかなというふうに思いまして、御苦勞されている方が上里にもおられるのかなと思ってお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 関口博之君発言〕

○くらし安全課長（関口博之君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今現在、上里町消防団員の中で、35年以上に該当する団員は1名でございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第11号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 町長提出議案第12号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第16、町長提出議案第12号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第12号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第2条により、水道法施行令に規定する水道の布設工事監督者及び水技術管理者の資格要件が改正されることから、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を申し上げます。

水道法第12条第2項に規定する布設工事監督者の有する資格及び同法第19条第3項に規定する水道技術管理者の有する資格は、水道法施行令で定める資格を参酌して地方公共団体の条例で定めると規定されているため、同法施行令の改正に伴い、本条例においても同様に改正するものでございます。

この資格要件については、水道整備や管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水技術管理者の確保を目的として、学歴及び学科要件における土木工学科、あるいは土木科以外の課程の追加や、また、実務経験年数に水道のみならず下水道等の実務経験を含める等の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容を申し上げます。

第3条は、布設工事監督者の資格要件について定めるもので、大学等において機械工学や機械科、もしくは電気工学科や電気科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業したことを資格要件に加え、並びに1級土木施工管理技術検定に合格したことを資格要件として新設するものでございます。また、必要とされる実務経験年数は、現行の水道に関する技術上の実務経験から、水道の関連分野である工業用水道、下水道、道路及び河川の実務経験年数をその半分まで算入することを可能とするものでございます。

なお、大学における衛生工学または水道工学の履修をもって必要とされる実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止するものでございます。

第4条は、水道技術管理者の資格要件について定めるもので、1級土木施工管理技術検定に合格したことを資格要件として新設するものでございます。また、必要とされる実務経験年数は、大学における衛生工学または水道工学の履修をもって、必要とされる実務経験年数を1年短縮する取扱い並びに大学で土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者が大学院で1年以上衛生工学または水道工学に関する規定を専攻した場合等に必要とされる技術上の実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止するものでございます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則は施行日について規定しており、令和7年4月1日を施行日としております。

以上で、上里町水道事業の布設工事監督者及び水技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 町長提出議案第 13 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第17、町長提出議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

再犯防止対策の観点から、その整理及び実施が推進されるべき制度の1つとして、自由刑の単一化が掲げられ、懲役刑及び禁固刑を拘禁刑として一本化するため、刑法等の一部を改正する法律及び違法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されました。これに伴い、地方自治法が条例で定める罰則及び欠格条項に関する規定について、懲役刑及び禁固刑とあるものを拘禁刑とする改正が必要になったことから、関係条例5本を一括で改正させていただくものでございます。

それでは、関係条例の各改正内容について御説明させていただきます。

まず初めに、第1条、上里町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正でございますが、附則第3条第4項及び第5項中、懲役とあるのを拘禁刑に改めます。

次に、第2条、上里町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正でございますが、第17条第1項中、懲役とあるのを拘禁刑に改めます。

続いて、第3条、上里町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中、禁固とあるのを拘禁刑に改めます。

続いて、第4条、上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正でございますが、第4条第1号中、禁固とあるのを拘禁刑に改めます。

続いて、第5条、上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でありますが、第6条第1号中、禁固を拘禁刑に改めます。

最後に、附則でありますが、附則第1条において施行期日を定めており、これら関係条例について、令和7年6月1日施行と定めるものでございます。

附則第2条から第5条までは経過措置を定めるものでございます。

第2条では、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることと定め、第3条では、この条例の施行後にした行為に対して、罰則として懲役、禁固または拘禁が適用されたときは、拘禁刑が適用されたものとするを定め、第4条では、人の資格に関する規定の適用について、改正前の条例の規定を適用させる場合に、拘禁刑に処されものについて、懲役、禁固または拘留に処されたものとみなすことを定め、第5条では、法律及び条例の施行前に犯した禁固以上の刑が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定めてれている罪についてされた起訴とみなすと定めます。

以上で、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第14号 上里町町道路線の廃止について

○議長（飯塚賢治君） 日程第18、町長提出議案第14号 上里町町道路線の廃止についての件

を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第14号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、児玉工業団地線の整備並びに町道認定の是正により、町道路線の廃止をいたしたく本案を提出するものでございます。

具体的には、お手元にお配りいたしました廃止路線調書のとおり5路線でございます。

町道7144号線は、児玉工業団地線の整備に伴い始点が変わったため、路線廃止及び再認定を行います。

次に、町道5617号線及び町道5619号線、町道5620号線、町道6364号線は、圃場整備に伴い町道部分が私有地になっていることが判明し、町道認定を外す必要があることから、路線廃止を行います。

なお、当該路線を廃止することにより、隣接地に不利益が生じないことを確認しております。

以上で、上里町町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第14号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第15号 上里町町道路線の認定について

○議長（飯塚賢治君） 日程第19、町長提出議案第15号 上里町町道路線の認定についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第15号 上里町町道路線の認定について
提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、国道17号本庄道路の整備及び児玉工業団地線の整備並びに道路用地の寄附採納により、町道路線の認定をいたしたく本案を提出するものでございます。

具体的には、お手元にお配りいたしました認定路線調書のとおり6路線でございます。

まず、町道1535号線の機能補償道路として、国から移管予定のため認定するものでございます。

町道7401号線については、児玉工業団地線の整備に伴い、始点の変更が行われたため再認定となります。

次に、町道3341号線及び町道5838号線、町道7399号線、町道7400号線につきましては、開発行為に伴う道路用地の寄附採納によるものでございます。

以上で、上里町町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第15号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 町長提出議案第16号 工事請負契約の変更について

○議長（飯塚賢治君） 日程第20、町長提出議案第16号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第16号 工事請負契約の変更についての提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、神流リバーサイドロード築造工事の契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

神流リバーサイドロード築造工事につきましては、令和6年第5回上里町議会定例会において当初契約を、第6回定例会におきまして、第1回目の変更契約の御議決をいただき、株式会社平成と現在契約額6,467万6,700円で工事請負契約を締結しております。

現契約の工事規模といたしまして、延長150メートル、幅員は9.5メートル、主な工事内容は、擁壁工138メートル、排水構造物工287メートル、舗装工951平方メートル、縁石工148メートル、その他、道路土工。防護柵工、構造物撤去工、道路附属施設工、のり面工、地盤改良工一式となっております。

計画した工程に基づき築造工事を進めてまいりましたが、工事の内容を変更すべき事案が発生し、工事内容の変更に伴い、請負金額の変更が生じるため、本案を提案させていただくものでございます。

主な変更点でございますが、当初想定されていなかったコンクリート床版の掘削・処分並びに排水ポンプによる水替え工の追加、また排水構造物工、舗装工を増工いたしました。その他、各項目につきまして、数量に若干の増減がございました。

以上、御説明申し上げました工事内容の変更に伴い、工事請負額につきまして、現在の6,467万6,700円に対し、146万9,600円を増額し、6,614万6,300円とするものでございます。

以上で、工事請負契約の変更についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第16号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 町長提出議案第17号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について

○議長（飯塚賢治君） 日程第21、町長提出議案第17号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第17号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書に協定の有効期間を定め、併せて児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書第1条に規定する対象施設の変更を行うため、改めて協定を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

現在の協定書には、協定の有効期間が規定されていないため、新たに締結いたします協定書には、現在の協定書の第5条を第6条に繰下げ、新たな第5条に、この協定の有効期間は協定の締結日から、構成市町が協定の解約を協議し、決定した日までと規定いたします。また、今回のように、新たに協定を締結する際には、新たな協定書の締結日をもって、構成市町で締結している前協定を解約する旨を規定いたします。

続きまして、協定書別表の対象施設についてですが、深谷市立川本図書館は施設の老朽化等に伴い、川本複合施設に図書館機能を移転したため、深谷市菅沼1146番地1から、深谷市菅沼401番地へ位置が変更となります。

この公の施設の相互利用とは、児玉郡市及び深谷市の住民の方であれば、対象施設となっている公共施設を設置市町の住民と同じ料金で利用できることや、設置市町の市民・町民に利用が限られていた施設を児玉郡市及び深谷市の市民・町民が広域的に利用できる制度でございます。

この制度につきましては、平成10年に児玉郡市6市町村で構成する児玉郡市21まちづくり協議会の中で調査・検討が行われ、各市町村で協議を行った上、議会での承認後、協定書を締結し、平成11年2月1日から開始されました。その後、平成13年4月1日から岡部町が新たに加わり、平成18年1月1日から神川町と神泉村の合併、深谷市と岡部町の合併による変更があり、同年1月10日から本庄市と児玉町の合併による変更、そして施設の名称変更、追加、移転により、その都度変更協議と協定書の締結を行っております。ただし、廃止については、その都度変更協議とはせず、施設の名称変更や移転等の時期に合わせて別表より削除しております。

前回の令和2年3月31日の協定の締結以降に廃止されました施設については、深谷市の深谷市民体育館、岡部B&G海洋センター体育館、深谷市男女共同参画推進センター、老人福祉センター仙元荘及び深谷市高齢者福祉青少年活動複合施設もくせい館の5施設となっております。

また、その他といたしまして、今回、条例に規定されております施設の名称及び位置と整合をはかるため軽微な変更をしております。

なお、協定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いたたき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第17号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時10分いたします。

午前 11 時 6 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 22 町長提出議案第 18 号 令和 6 年度上里町一般会計補正予算（第 9 号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第22、町長提出議案第18号 令和 6 年度上里町一般会計補正予算（第 9 号）についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第18号 令和 6 年度上里町一般会計補正予算（第 9 号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億324万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億265万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第 2 条は、繰越明許費の追加について、「第 2 表 繰越明許費補正」によると規定するものでございます。

第 3 条は、債務負担行為の追加について、「第 3 表 債務負担行為補正」によると規定するものでございます。

第 4 条は、地方債の変更について、「第 4 表 地方債補正」によると規定するものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款 1 町税は6,263万9,000円の増額補正となり、町民税、固定資産税、軽自動車税の増額となっております。

款11地方交付税は1億5,441万1,000円の増額補正となり、普通交付税の交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款13分担金及び負担金は61万3,000円の増額補正となり、保育所運営費管外受託分の増額となっております。

款15国庫支出金は6,352万円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付交付金、社会資本整備総合交付金（道路事業）、学校施設環境改善交付金などの増額や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、都市構造再編集中支援事業費補助金などの減額となっております。

款16県支出金は4,114万円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付県費負担金、障害者自立支援給付費負担金などの増額や、保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）などの減額となっております。

款17財産収入は414万3,000円の増額補正となり、土地売却代金の増額となっております。

款18寄附金は697万円の増額補正となり、一般寄附金の増額となっております。

款19繰入金は3億7,990万円の減額補正となり、内容は、財政調整基金繰入金、いきいき福祉基金繰入金の減額や、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、教育施設整備基金繰入金の増額となっております。

款20繰越金は1億3,835万4,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は695万7,000円の増額補正となり、主な内容は、後期高齢者医療給付に要する経費負担金、清算金などの増額や、町税延滞金（滞納繰越分）などの減額となっております。

款22町債は440万円の増額補正となり、内容は、神流リバーサイドロード事業債、小学校管理運営事業債の増額や、保健センター等複合施設整備事業債、長幡児童館計画改修事業債の減額となっております。

3ページを御覧ください。

歳入合計は、現計予算に対して1億324万7,000円を追加し、119億265万6,000円とするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款2総務費から款7土木費及び款9教育費の各項目の主な共通点といたしまして、決算見込みに伴う給与費の減額及び増額補正がございました。

初めに、款1議会費は29万3,000円の増額補正となり、内容は、会議録作成委託料や議場のマイク購入費の増額となっております。

款2総務費は1,251万円の減額補正となり、主な内容は、職員給与費、定額減税補足給付金

などの減税や、減債基金積立金、公共交通ネットワーク促進事業に係る補助金などの増額となっております。

款 3 民生費は8,260万3,000円の増額補正となり、主な内容は、民間保育所等委託料、障害福祉サービス費などの増額や、住民税非課税世帯等給付金、国民健康保険特別会計繰出金などの減税となっております。

款 4 衛生費は6,394万8,000円の減額補正となり、主な内容は、保健センター等複合施設建設工事費などの減税や、予防対策事業に係る国の補助金の過年度生産による各種返還金などの総額となっております。

款 5 農林水産業費は1,026万円の減額補正となり、内容は、職員給与費、農業総務事業や農業振興事業に係る各種補助金の減税や、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、森林環境譲与税基金積立金の増額となっております。

款 6 商工費は232万3,000円の増額補正となり、内容は、商工業振興事業に係る消耗品費の増額や職員給与費の減額となっております。

款 7 土木費は9,620万6,000円の増額補正となり、主な内容は、神流リバーサイドロード築造工事費、都市計画道路整備事業に係る測量設計業務委託料などの増額や、職員給与費、公園管理事業及び住宅管理事業に係る工事請負費などの減額となっております。

款 8 消防費は209万7,000円の減額補正となり、内容は、消防団員退職報償金、災害対策事業に係る通信運搬費の減額となっております。

款 9 教育費は4,585万9,000円の増額補正となり、主な内容は、上里東小学校体育館改修工事費などの増額や、公民館管理事業に係る各種工事請負費、子育てのための施設等利用給付事業負担金などの減額となっております。

5 ページを御覧ください。

款10公債費は3,522万2,000円の減額補正となり、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して 1 億324万7,000円を増額し、119億265万6,000円とするものでございます。

続いて、6 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費補正につきましては、総務費の財産管理事業2,990万円、庁舎管理事業4,319万1,000円、土木費の道路新設改良事業447万7,000円、神流リバーサイドロード事業 1 億6,446万4,000円、藤木戸勝場線歩道整備事業792万1,000円、駅北まちづくり事業1,280万3,000円、都市計画道路整備事業1,413万3,000円、教育費の小学校管理運営事業 1 億355万7,000円を追加して、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正につきましては、標準準拠システム用庁内サーバー機器等賃貸借、中学校体育館等空調設備設置事業の期間及び限度額について追加するのでございます。

次に、8 ページを御覧ください。

第4表 地方債補正につきましては、起債対象となる事業費の執行見込みから、長幡児童館計画改修事業8,470万円を7,610万円に、保健センター等複合施設整備事業2億2,630万円を1億9,750万円に、神流リバーサイドロード事業4,450万円を7,230万円に、小学校管理運営事業5,700万円を7,100万円に、それぞれ起債限度額を変更するものでございます。

以上、令和6年度上里町一般会計補正予算（第9号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

暫時休憩とします。再開は13時30分からとします。

午前11時59分休憩

午後1時30分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 説明資料の7分の2ページというところで、歳入についてちょっとお伺いしたいんですけども、まず、町税のところの所得割が1,696万8,000円、額が大きいので、これ現年課税分のことだと思いますけれども、その積算根拠について、まず教えていただきたいということと。

あと、2点目につきましては、1個ずつ、ごめんなさい。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 植原議員の御質問に御説明申し上げます。

今回の個人町民税現年分の増の要因でございますが、現に報告しています課税状況調において、1人当たり平均所得が令和6年度報告時、昨年度比17万7,585円の増となっていることと、納税義務者が昨年度よりも150人増えていること、当初予算を決算見込みが上回る状況であることから増額を行うとしているところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） あとそれから、その下の歳入なんですけれども、固定資産税現年課税分、これ償却資産ということでもありますけれども、これは工場等の設備投資と思われますけれども、額が4,000万ということなんで、これについてもちょっと積算根拠をお願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 植原議員の御質問に説明申し上げます。

償却資産につきましては、令和5年度における企業の投資設備状況を踏まえて当初予算を計上したところでございますが、増加資産の申告が償却資産の申告を上回り、決算見込み額に大きな乖離が生じる状況となっておるところ、その差額相当分を増額とするところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ページがちょっとまだ開けていないんですけれども、昨日の全協でも説明があった東小の体育館改修工事のところなんですけれども、工事費が1億109万円ですか、工事費はいいんですけれども、工事の内容は、昨日の説明だと1階部分の屋根の改修ということなんです。それで、何年か前に体育館の屋根、要するに雨漏り改修工事、大々的に改修工事やったと思うんですけれども、体育館築造した年度というのは、1階部分と2階部分別に分けてやっているわけではないと思うんですね。一括して建設したんでないかなと思うんですよ。劣化も、そうすると同じように劣化してくるんでないかなというふうに思うわけですよ。そうすると、そのときに、数年前に改修、雨漏り改修工事やったときに、なぜこの1階部分を残したのか。だから、さっきも言っているように、造ったのは同じ年に1階も2階部分も造ったわけですよ。劣化だって同じように進んでくるわけですね。当然、その屋根全体をカバーする

ような工事を考えるのは普通の考え方だと思うんですけども、どうしてこういう分け方をしているのか。

となると、1階部分というか、一括でやってしまえば、工事費は多少高くなるかもしれないけれども、ここまで延ばすと、やはり材料高騰とか、人件費の高騰とかというのは、どうしても最近の物価高見ているとあるわけではないですか。だから、何でやらなかったのか、分けてやったのか、この理由を聞きたいんですけども、お願いします。

○議長（飯塚賢治君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

平成29年度に雨漏り改修工事を実施しております。手元に当時の資料ございませんので、想定になりますけれども、当時雨が漏っていた部分が1階部分ではなかったということかと想定されます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それは分かるんですけども、先ほど説明したと、私が言ったと思うんですけども、やはり築造した年度というのは同じではないですか。劣化は同じように進むと思うんですよね。一般的に考えて、普通に考えれば。2階部分がこういう状況なんだから、じゃ1階部分も同じように劣化してくるのではないかなというふうに考えるわけですよ。そうすれば、一括の工事で済んでいるわけですね。今、29年からという、随分たつし、物価高、人件費も上がっていると、全てのものが高騰しているわけですよ。結局、これだけの予算、1億からのお金かかるわけではないですか。

だから、そういうふうな考え方が、ほかにもこういう事例が結構あるんですね。ワープなんかも、何か水回りがこのところだけ駄目だから、このところを修理したよというふうな、結局同じに造っているわけなんですよ、同じ年度に。トータルして、水回りでも何でもそう。そうすると、じゃこの升から、この升までが、何というか、傷んでいるから、じゃそこだけ改修しますという考え方もいいかもしれないけれども、いずれにしても、また同じような状況が出てきて、また、じゃ次のところがまた不具合が出たら、またそこで工事を起こすと。でなくて、やっぱり造った年度が同じなんだから、やはりそういう考え方でもって今後何か工事進めていってもらいたいなというふうに私は思うんですけども、その辺どうですか。今後の考え方として。

○議長（飯塚賢治君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

当時の現場状況であったり財政面であるとか、総合的に判断しての改修工事かなと思うんですけども、齊藤議員のおっしゃられていることはごもっともだと思いますので、今後はそういったことも踏まえて改修工事計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑は。

4 番戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 昨日もちよっと質問したんですけども、やはり東小の体育館のことで、昨日は、今やらなくてもいいんじゃないかというような話をさせていただいて、新年度でもいいんじゃないかというようなことを言わせていただいたんですけども、今日要望書を出したらお金がついたような話、さっき説明されましたけれども、その中で、上里町公共施設再配置計画、それと上里町公共施設等総合管理計画というのがあると思うんですよ。そのときに、どっちが上位計画なんだか、ちょっと教えてください。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 戸矢議員の御質問に御説明いたします。

2つの計画のどちらかということですが、総合計画が上になって、個別が再配置ということで、よろしくお願いします。総合計画です。

○議長（飯塚賢治君） 4 番戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） そうすると、この上里町公共施設の総合管理計画、これでいくと、この鉄骨造りの耐用年数というのが38年かな、38年と東洋大学のデータではなっているわけです。ただ、体育館の設立というか、建設年度が1997年とあります。私の間違いではないと思うんですけども、そうすると、28年きり経過していなということ。

それで、今回、令和5年かな、令和5年の東洋大学の人の基礎データなんかによると、38年、耐用年数ですよというようなことが書いてあったので、私の間違いかどうか分かりませんが、そうすると、10年も前に造るようなことになって、ほかにもするようなところがあるんじゃないかなと思うわけですけども、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 戸矢議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、東小学校の体育館を改修いたしますのは、計画改修ということで、経年劣化による機能低下に対する機能維持ということになります。ですから、鉄骨、主体構造部分、躯体の部分は手を一切加えませんので、計画改修ということで御理解いただければと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ちょっといろいろなところに関係するんですけども、繰入金が、いわゆる財政調整基金が不要になって、予算を組む関係で、そういうふうに組むんだというふうに思うんですけども、3億7,900万以上、そういうことで、地方交付税の決定は相当早くされていますし、前年度の繰越金、いわゆる20番の繰越金ですね——の決定なども早く分かるわけですよ。ですので、もう少し、3月まで持ち越さないで、もう少し早く不要の、これ全額、細かいところまで出せとは思いませんけれども、早く決定することによって、もう少し住民の要望が実現できるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

今回、繰入れ関係を計上させていただいております地方交付税や財政調整基金の戻し等もありますが、いろいろ交付税等の国からの連絡等もありますが、町全体の予算も関わってきて、総合的に判断しまして例年どおり、この3月でちょっと歳入のほうを計画させていただきました。

また、議員おっしゃるとおり、もう少し早められることがあるか今後検討させていただきたいと思いますが、まずは全体を見させていただいて、この時期ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） もう1点お聞きしたいのは、人件費のところなんですけれども、説明資料の18ページ、19ページなんですけれども、保健師の配置費で給与がマイナスの992万円、そして保健センターの運営費のところでも、給与費として840万円ぐらいが減額になっているんですよ。それで、先ほどは保健師の不足はないですよということでありましたので、人数

的変更がないとしますと、この不用額というのは、相当、何というんでしょうか、時間外とか、そういうことを予測していたものが不要になったのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

先ほどは介護の関係での質問の中だったと思うんですけれども、保健センターのこの費用は、介護の特別会計とは別に、一般会計のほうの保健センターと、それと保健師のほうの2つの部門で分けて計上しているわけでございます。年度当初は、育休の人の復帰等々、当初予算ですので、そういった部分も加味して、休んでいる方を見込んでおります。そういった部分がございます。

それと、自己都合で退職なさった方もいらっしゃいますので、そういった部分を調整させていただいて、減ということでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） すみませんね、小出しになってしまって申し訳ないんですけれども、同じく東小の体育館の件なんですけど、昨日の全協の中で、やはり説明があった主な工事内容というところの(7)番で、照明器具の更新、括弧して、アリーナ除くとあるんですね。さっきの要するに考え方に基づいていくと、何でアリーナ、これはあれですか、照明器具というのは、恐らくLEDか何かにするのではないかなと思うんですけども、過去、東小の体育館できてから照明器具の更新、過去多分あるのではないかなと思うんですけども、何回ぐらいにやっていますか。

○議長（飯塚賢治君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

昨日の全協で御説明をさせていただきました主な工事内容の(7)照明器具の更新ということで、アリーナを除くということになっておりますけれども、アリーナにつきましては、かなり球切れ等、点灯しない照明器具が多かったものですから、LED化は既に済んでおりますので、アリーナは除くというふうになっております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 歳出のところなんですけれども、7 分の 1 ページというところで、総合政策課の公共交通ネットワーク促進事業のところで、デマンド交通システムの運用支援事業委託料、マイナス、減額補正 243 万 2,000 円ですけれども、これは説明によると、支出額等の確定によるものという説明がありましたので、その減額補正についても、何か原因があるかと思いますので、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 植原議員の御質問に御説明いたします。

こちらのほうは、デマンド交通システムの運用支援業務依頼ということで、プロポーザルによりまして、当初予算に対しましてプロポの結果、業者のほうの金額が決まりまして、こちらの 243 万 2,000 円が減になっております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 次は、負担金補助及び交付金のところで、上里町コミュニティバス運行事業補助金、これが 143 万 3,000 円、これは現在運行されているこむぎっち号のことかと思いますが、増額補正の理由をお願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 植原議員の御質問に御説明いたします。

現在運行しておりますコミュニティバスなんですけど、こちら 4 台で運行しております。運行し始めて 9 年運行して、4 台とも約 50 万前後の走行距離を走っております。そこで、通常の修理費を見込んでおるんですが、それ以上に経年劣化により修理費がかさみまして、こちらのほうの補助金のほうで計上させていただきました。修理内容ですと、やはりミッション系でオートマミッションの劣化が激しいということで、特に 2 台あたり、2 台分が激しく劣化しているということで、どうしても走行距離がかなりいっているんで、その分ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 同じページのところなんですけれども、生活バスの路線運行支援補助金、これが額はちょっと大きくて612万1,000円、これの増額補正の理由について伺います。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 植原議員の御質問に御説明いたします。

こちらのほうの生活バス路線の運行支援の補助金なんです、こちらは朝日バスの路線バスの神泉総合支所線、御存じかと思いますが、本庄駅から神泉支所までということで、昨年、神泉支所が変更になりまして、延伸が610メートルありました。その延伸と併せて、朝日自動車のほうの運転手の働き方改革、賃上げ、そして植原議員も御存じのとおり、2024年問題への対応、さらに人員の増加、延伸や働き方改革に伴うバスの増便、そして車両1台、朝日バスのほうも車両1台の台数の増を行いました。それらもろもろの諸事情によりまして増額ということになりました。こちらの増は、この負担金の賄いはバスの沿線の4市町ですね、本庄市、上里町、神川町、藤岡市、こちらのほうでそれぞれ距離の割合により分担しておる補助金で、上里分が、ちょっと高額な増額になっているんですが、612万増ということで今回上げさせてもらっております。

以上になります。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 7 分の 6 のところの学校運営事業のところですが、会計年度任用職員の報酬がこれ減額、445万7,000円減額になっているんですけれども、私が心配するところは、要するに部活の指導員ということは、要するに生徒の部活に対する、何というのかな、対応する時間が短くなったり、その指導員が欠員とか、そういうふうなことになって、それに支障を来してしまうんじゃないかないうところをちょっと心配しているんですけれども、その辺について説明してくれますか。

○議長（飯塚賢治君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 齊藤議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらのほう、部活動指導員が当初は10人でこちらのほう予算を取っております。それが実績7人という形で、こちらのほうも学校のほうの要望が強いところから入れているというのと、

あと、かなり同じ種目で配置してあるんですが、来る方がいらっしゃって、そういう重なっているところで人を入れられない。また、学校現場に入れるものですから、勝ちにこだわったり、子どもへの指導という部分で見極めながら、この人数、実績7人でやらせていただいております。常時面接のほうは行い、こちらのほう、学校の要望に合わせて配置を進めているところがございます。特に学校のほうから困ったという形での声は、こちらのほうには上がってきていないのが実情になります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） ちょっと追加でお聞きしたいと思います。

先ほどの部活指導員のところで、当初で648万ぐらいの予算だったかなと思うんですけども、それが多分10人ということだったと思うんですけども、そこで今回実質7人だったというところで、ただ金額的には440万ということで、本当に200万ぐらいしか使っていないような形にはなっているんですけども、そうしますと、スタートした時点の10人という、人数もですけども、時間というのもかなり少なくなってしまったのかなというふうに想像できるんですけども、そのあたりのちょっと説明をお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 石井議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらのほうは、中学校の部活動の時間がございます。冬場だと学校が全て終わってから30分ぐらいしか完全下校まで時間がなく、そこにこちらの部活動指導員が来ても、指導の時間がないという部分、また、働き方改革等で部活動の時間が少なくなっているというところ、また土日、どちらかは休まなければいけない、そして、活動した場合も3時間程度となっている部分で、こちらのほう見込んだ時間数をクリアしていないという部分が大勢になります。どうしても部活動指導員だけでなく教職員のほうも、やりたいという教員もいますので、その辺の支出が少ない部分は、季節によつての部活動の活動時間または大会等、どうしても部活動指導員が行けないという部分の、ほかにお仕事を持っていますので、そういう部分での重なりで支出のほうが抑えられているという形になっております。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） その下の公民館管理事業のところなんですけれども、長幡公民館の解

体工事費、昨年の12月から解体工事始まっていると思うんですけども、当初説明、ちょっと覚えていないんですけども、これだけの要するに減額補正ということは、アスベストを考慮しての予算組んだのかなという気はするんですけども、その辺ちょっと定かではないんですけども、ちょっと減額補正が大きいので、その理由というか、そういうアスベストを見込んだのかちょっと記憶ないんですけども、その辺ちょっと説明してくれますか。

○議長（飯塚賢治君）生涯学習課長。

〔生涯学習課長 須藤 秀君発言〕

○生涯学習課長（須藤 秀君） 齊藤議員の質問に御説明させていただきます。

長幡公民館解体工事につきましては、もちろん入札を行った残の減でございまして、アスベストも含まれておる中での減になります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第18号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第9号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 町長提出議案第19号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第23、町長提出議案第19号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第19号 令和6年度上里町国民健康保険

特別会計補正予算（第５号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第１条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,098万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,105万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１条 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

２ページを御覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款１国民健康保険税は740万3,000円の増額補正で、現状の決算見込み額による増額となっています。

款３国庫支出金は376万8,000円の増額補正で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等に対する補助金の増額となっています。

款４県支出金は1,100万3,000円の減額補正で、特別交付金の確定による減額となっております。

款６繰入金は2,837万4,000円の減額補正で、主な内容は、保険基盤安定繰入金の増額や、職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金などの減額となっています。

款７繰越金は1,722万5,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対しまして1,098万1,000円を減額し、34億8,105万7,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款１総務費は622万円の減額補正で、職員給与費の減額となっています。

款３国民健康保険事業費納付金については、予算額に移動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源更正となっています。

款５保健事業費は495万3,000円の減額補正で、特定健康診査等事業費に係る委託料の減額となっています。

款７諸支出金は19万2,000円の増額補正で、過年度の交付金等の精算による償還金の増額となっています。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し1,098万1,000円を減額し、34億8,105万7,000円とするものでございます。

以上、令和６年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第19号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 町長提出議案第20号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（飯塚賢治君） 日程第24、町長提出議案第20号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第20号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億125万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,604万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1 介護保険料は5,402万8,000円の増額補正で、保険料率改定による執行状況見込みによる増額となっております。

款 2 国庫支出金は1,428万円の増額補正で、介護給付費負担金の増額及び地域支援事業交付金の減額となっております。

款 3 支払基金交付金は2,018万5,000円の増額補正で、介護給付費交付金の増額及び地域支援事業支援交付金の減額となっております。

款 4 県支出金は961万1,000円の増額補正で、介護給付費負担金の増額及び地域支援事業交付金の減額となっております。

款 5 繰入金は2,475万8,000円の減額補正で、一般会計繰入金の増額及び介護給付費準備基金繰入金の減額となっております。

款 6 繰越金は2,791万円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして1億125万6,000円を追加し、23億1,604万7,000円とするものでございます。

3 ページを御覧ください。

次に、歳出でございます。

款 1 総務費は312万5,000円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

款 2 保険給付費は7,531万6,000円の増額補正で、主な内容は、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費等の増額となっております。

款 3 基金積立金は3,032万3,000円の増額補正で、介護給付費準備基金積立金の増額となっております。

款 4 地域支援事業費は125万8,000円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、減額補正に対しまして1億125万6,000円を追加し、23億1,604万7,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明ですと、介護保険料の改定によって、かなり予測以上に保険料が増額したということで、本来、計算上であれば、基金を取り崩して1年目を動かしていく予定であったわけなんですけれども、基金は不要となって、さらに基金を積めるということで、いわゆる基金は5,500万ぐらい増える計算になるのかなというふうに思うんですけ

れども、そうしますと、おおよそ基金の残高というんでしょうか、どのぐらいになる見込みなんでしょうか。

本来であれば、基金を取り崩して保険料を上げる必要があるよりも、ちょっと抑えましょうという説明だったような気がしたんですけれども。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 杓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、基金なんですけれども、当初予算で2,799万9,000円取り崩す予定としていたのを今回それは取り崩さないよということで、実際、今回増額となるのは本当に、この歳出のほうに組んでございます3,000万ぐらいですね、こちらの金額が基金で増額になってまいります。現在で1億6,500万ぐらいあるんですけれども、そこに3,000万を積み立てまして、2億は若干欠けます1億9,599万円程度になる予定です。

こちらにつきましては、今回の介護保険計画の改定の際に、当初取り崩して保険料を抑えていくんだよという説明させていただいたところなんですけれども、3年間にわたって考えていかなければいけないですね、これは3年間のローリングの計画となっております。今、高齢者がだんだん増えていって、上り坂にある途中でございます。1年目はなるべく余力を残すように積み立てられれば積み立てさせていただいて、2年目、3年目給付がどの程度伸びるか分かりませんが、それに対応していきたいと、そのような考えでおります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第20号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 町長提出議案第 2 1 号 令和 6 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（飯塚賢治君） 日程第25、町長提出議案第21号 令和 6 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第21号 令和 6 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ613万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億3,971万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款 3 繰入金は925万6,000円の減額補正で、事務費繰入金及び保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額となっております。

款 4 繰越金は254万6,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

款 5 諸収入は57万4,000円の増額補正で、人間ドック等補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して613万6,000円を減額し、4 億3,971万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款 1 総務費は71万4,000円の増額補正で、人間ドック補助金の増額となっております。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は685万円の減額補正となり、広域連合への負担金確定に伴う保険基盤安定負担金分、共通経費負担金分の減額によるものとなっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し613万6,000円を減額し、4 億3,971万1,000円とするものでございます。

以上、令和 6 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第21号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時17分散会